

## 【象牙取引規制に関する有識者会議（第7回）】

### 『議事録』

令和4年3月29日（火）

13時00分～14時05分

○後藤政策調整担当部長 ただ今から、第7回象牙取引規制に関する有識者会議を開催いたします。本日はご多忙のところ、本会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

会議の事務局を担当しております、政策企画局政策調整担当部長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、前回同様に、ウェブでの開催とさせていただいております。なお、木佐委員につきましては、本日は所用のため、ご欠席の連絡を頂いております。

次に、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議の様子は、都のホームページ上で、インターネット中継によりライブ配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継映像につきましては、後日、ホームページ上に公開してまいります。

それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長をお願いいたします。先生、よろしくをお願いいたします。

○阪口座長 それでは、これより、私のほうで議事を進行させていただきます。

前回の第6回会議において、会議で議論した結果に沿って報告書案を作成した上で、次回の第7回会議において、その報告書案を議論し、会議としての結論を出す、ということになっておりました。つきましては、このたび、事務局および委員の皆さまと調整をして、報告書案を作成いたしました。

本日の会議においては、その報告書案について議論を行い、皆さまの合意を頂いた上で、会議としての報告書を正式に決定し、本有識者会議における議論を終了したいと思います。

議論をいただく報告書案については、事前に委員の皆さまに照会し、ご了解を頂いたものですが、改めて事務局から説明をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、事務局から、象牙取引規制に関する有識者会議報告書案について、ご説明を申し上げます。

今、阪口座長からお話しいただきましたように、前回の第6回会議において、報告書の骨子案についてご議論いただき、内容についての修正点等の確認をしていただきました。その後、その内容に沿って報告書の内容を修正するとともに、詳細な記述や図表等を加え、今回の報告書案を作成いたしました。

作成に当たりましては、阪口座長からご指示を頂くとともに、委員の皆さまから、事前照会に対するご意見を頂き、それを集約し、反映したものとしております。

それでは、資料1をご覧ください。委員の皆さまには事前にご確認いただいておりますので、ここでは、構成の考え方を簡単にご説明させていただきます。

1ページでございます。序論として、本会議設置の経緯や位置付けを記載してございます。また、報告書の本体には、ボリュームの関係で、会議の中で委員の皆さまからご提出いただいた資料等は個別に添付することができませんでしたので、そうした会議資料について、都のホームページで参照できることをご案内してございます。

次に、報告書の2ページからは、「Ⅱ、象牙取引に関する現状」をまとめてございます。

象牙取引については、さまざまな考えや立場の方がおりますので、ここでは、特定の考え方に沿ったものではなく、これまでの会議で報告された事実ベースのものを客観的に記載してございます。

また、前回の会議で確認した内容に沿って、骨子案の構成を一部修正するとともに、表現の加除修正や、これまでの会議資料から抜粋した図表等を追記してございます。

まず「1、象牙取引に関する国際情勢」として、ワシントン条約におけるゾウの扱い。次のページでございますけれども、アフリカ象の個体数と密猟、それから象牙の違法取引の変化の状況、そして世界的な動きということで、ワシントン条約締約国会議の議論や、世界各国の動きというものを、こちらでまとめているところでございます。

それから6ページですけれども、「象牙取引に関する日本国内の情勢」として、日本における象牙の利用。こちらでは、第3回にゲストとしてご参加いただいた根付け作家の黒岩様の作品も、芸術作品の例として掲載しておりますが、そうした日本での象牙の利用について。それから、国内の市場規模の減少や大手事業者の動き、種の保存法による取引規制といった内容を記載してございます。

それから8ページ以降ですけれども、こちらでは、都内の象牙取扱事業者の現況として、登録制への移行による事業者数の変化や、都のアンケート結果を基にした都内事業者の現況等を記載してございます。

次に、報告書の10ページからですけれども、こちらは、「Ⅲ、象牙取引を巡る課題」をまとめてございます。ここでも、会議で抽出された課題について、委員の皆さままで共通認識が図れた範囲のものを記載してございます。前回の会議で確認した内容に沿って、表現等の加除修正を加えたものとなっております。

まず、「1、日本の取引制度に対する問題提起」として、ワシントン条約の会議での日本への言及や、海外から寄せられた声。次のページですが、日本の象牙取引についての国会での議論や、本有識者会議における指摘について、記載してございます。

また、12ページからは、日本からの違法な海外持出として、違法な海外持出の状況や、違法な海外持出への事業者や消費者の認識。次のページですけれども、本有識者会議における指摘について、記載をしてございます。

また、報告書の14ページでございますが、こちらについては、対策の参考となる情報として、象牙を販売・使用している立場の意見として、第3回の会議で紹介させていただき

ました、東京象牙美術工芸協同組合様のご意見や、会議にご出席いただいた、根付け作家の黒岩様のご意見。さらに、都が実施したアンケートにおける象牙取扱業者の方のご意見の抜粋を記載してございます。

報告書の 15 ページからは、「IV、象牙取引の適正化に向けた都の対策」ということで、まとめてございます。

こちらにつきましては、「新たな対策の必要性とその方向」、「有識者会議設置後の都の取組」、「象牙取引適正化に向けた対策」を記載しておりまして、まず、15 ページの新たな対策の必要性と、有識者会議設置後の都の取組につきましては、前回の会議で議論した報告書の骨子につきましては、加除修正したものとなっております。

また、16 ページには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としました、東京都の海外持出防止の取組について記載してございます。

それから、17 ページでございます。こちらにつきましては、「象牙取引適正化に向けた対策」で、括弧書きで有識者会議からの東京都への提言と書いてありますけれども、こちらを提言という位置付けでまとめているものでございます。

これは、前回の会議におきまして、委員の皆さまから、「委員の立場で意見が異なる部分はあるけれども、会議として合意が取れる部分は、有識者会議から都への提言という項目を設けて、明確に報告書に盛り込むべき」というご意見を頂きました。そちらのご意見等を踏まえまして、座長、それから委員の皆さまと調整をさせていただきまして、今回、会議の総意という位置付けで、新たに追加した項目となっております。

それから、報告書の 18 ページにつきましては、松田委員からご紹介のあった野生動物との共存の問題。西野委員、三間委員からご紹介のあった、象牙代替材開発の取組。それから、ゲストの岩井 早稲田大学准教授からご紹介のあった、アフリカ現地での問題。同じくゲストの、山口 日本サステナブル・ラベル協会代表理事からご紹介のあった、認証制度の導入について、ご紹介をしてございます。

最後でございますが、報告書の 19 ページでございます。こちらは「結語」といたしまして、阪口座長の、会議での議論の総括としての言葉を記載してございます。

その後、付属資料として、委員名簿と会議の経過というのをお付けしてございます。

以上、雑ぱくでございますが、報告書の構成についてのご説明は以上でございます。

なお、有識者会議の報告書につきましては、決定後に英訳版を作成し、海外の方にも発信をしていきたいと考えてございます。

また、本日は、時間等の関係で報告書案の全体のものをご用意できませんでしたけれども、報告書の肝になる象牙取引適正化に向けた対応（有識者会議から東京都への提言）の部分につきましては、事務局で仮訳した英語版を作成しておりますので、参考資料 1 としてお付けしてございます。私からの説明は以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。それでは、ただ今説明のあった報告書案について、

本有識者会議の議論の結論として決定してもよいかどうか、お諮りしたいと思います。もし、ご意見のある方がいらっしゃいましたら、今、受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

実は、事務局には、事前に、井田委員のほうから、若干の字句の修正の提案がメールにて寄せられておりまして、これについて、ただ今ご説明申し上げて、皆様のご了解が得られるかどうかを確認したいと思います。

修正の提案があった場所は、報告書の 15 ページになります。報告書案ですね。「IV、象牙取引の適正化に向けた都の対策。1、新たな対策の必要性とその方向」という場所ですが、大きな丸が3カ所に付されております。その3つ目、「こうした問題を解決していくためには、国内の象牙需要を」で始まるところです。ここのまず1行目ですが、この「国内の象牙需要を適正な水準に維持した上で」の「維持」を「制御した上で」という「制御」に変更する。

2点目。ずっと読み続けますが、「制御した上で、象牙製品等のトレーサビリティ向上を図ること等により、国外持出防止を徹底するとともに、日本の市場に違法な象牙の入り込む余地がないことを世界に示していくことが必要である。具体的な対策としては、象牙購入の際の届出を義務付けることによる、購入者による国外持出の防止や、登録事業者が扱える製品を象牙の芸術・文化を守る観点から設定した例外」となっているところを、「必要となる例外に限定する」と。「設定した」を「必要となる」に変更する。

「必要となる例外に限定すること等が考えられる。また、認証・ラベリングの義務的な導入等による、違法な象牙を排除できる厳格な取引管理の仕組みの構築も有効である。一方、ゾウを保護するためには、取引管理厳格化以外の視点も必要であり」。この3点目の変更、修正提案は、この「視点」を、もう少し積極的な意味合いを込めるということで、「取組」に変更する。すなわち、「取引管理厳格化以外の取組も必要であり、直接的にアフリカ現地の密漁防止やゾウとの共存に貢献するための検討を進めることも重要である」という、3点の修正の提案であります。

繰り返しますと、1、大きな丸の3つ目の、1行目の「維持」を「制御」に変更する。

さらにそこから下がって、5行目の「文化を守る観点から設定した例外」を、「必要となる例外」に変更する。

最後が、段落が変わって「一方」から始まるところです。「ゾウを保護するためには、取引管理厳格化以外の視点も必要であり」の「視点」を、「取組」に変更するという提案であります。いかがでしょうか。

実質的に内容を変更するというよりは、積極的な意味合いを込めるような若干の修正がありますが、もしご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

松田委員、どうぞ。

○松田委員 最初は、私は「維持」でいいと思います。「制御」というのは、「維持」とは

違う意味になると思いますので、せっかく合意したものを、この場で覆すのはいかがなものかと思います。

2番目は、「設定した」を「必要な」に変えるというのは、文言の修正だと思いますので、それはそれでいいと思います。

3番目の、「視点」を「取組」に変えるという趣旨はよく分かりませんが、私は「視点」でいいと思うのですけれども、「視点」と「取組」では少し意味が違うと思いますので、これは分かりかねます。

以上です。

○阪口座長 いかがでしょう。提案を寄せられた井田委員のほうで、特に「視点」と「取組」の意味の違い。

○井田委員 よろしいでしょうか。

毎日文章を書いている者の感覚なのですけれども、「視点」というと、ただ何か見ているだけ、みたいなどころがあって、積極的に取組を、行動を起こすということで、視点が必要というよりも、もちろん視点も必要なのですけれども、それより踏み込んで、取組というのが必要だ、というふうに考えたという趣旨であります。

最初の「維持」の部分なのですが、これは、やっぱり「維持」と書いてしまうと、読んだ人には、現状維持みたいに聞こえてしまうもので、抑制なり、何か働き掛けをした、必要な、ナローエグゼンプションというものに限定するのだったら、「維持」という言葉はふさわしくないなど。これを「抑制」とか「削減」とか、いろいろ考えられるのですけれども、マネジメントというような意味で、「管理」とか「制御」とかいうのがよろしいのではないかというご提案であります。

○阪口座長 ありがとうございます。

松田委員のほうから、また新たに挙手ということではありますが、どうぞ。

○松田委員 私は、「維持」でいいと思って、これの文書に合意しましたので、それを覆されるのには反対します。

「視点」に関しましては、この場合は、取引厳格化以外という意味では、むしろ厳格化とは異なるという趣旨が入ると思っていますので、私は、それは「視点」でいいと思います。

以上です。

○阪口座長 若干、座長として説明を補足させていただきたいと思いますが、ここで、「視点」よりか「取組」とした場合の1つのメリットとしては、日本はアフリカから、かなり

遠い国であるわけなのですが、この現地におけるゾウと人間の対立の問題、共存の問題を含めて、日本として、あるいは東京都として、より積極的な取組を考えてもよいのではないかというようなことを、ここに含み込むことができる。「視点」だけだと、日本として見ているだけということに捉えられかねないということで、そういったところもあるのかということでもあります

どうぞ、松田委員。松田委員の次に西野委員に回ります。

○松田委員 「取組」というと、同じ方向の別の取組という趣旨になりますけれども、「視点」というと、むしろ違う見方という意味になりますので、私は「視点」のままにしてくださいと思います。

○阪口座長 なるほど。西野委員はいかがでしょうか。

○西野委員 私のほうは、井田さんのご提案の3カ所とも、議論の中でも前進した方向性を示したというところで、より踏み込んだ内容として表現できるので良いな、というふうに拝聴いたしました。

最後の「取組」につきましても、より取組んでいくという前向きなところが表現できるかと思いますが、最初の、「適正な水準に維持」というところ、井田さんがおっしゃるように、私たちの議論の中でも、適正な水準というのが一体どういう状態なのかということについては、結論が出ていなかったと思いますので、それを「維持」というところだと、やはり少し違うのかと、伺っていて再認識したところになります。「制御」というのが、非常に反対側で、だいぶ意味が違うということであれば、せめて「管理」とか、そういう意味合いが良いのではないかと思います。井田さんのご提案には賛成です。

○阪口座長 ありがとうございます。

松田委員のほうから、さらに挙手ということよろしいでしょうか。

○松田委員 「適正な水準に維持」であるということですから、今が適正より多いとすれば減らすわけですし、少ないとすれば増やすわけです。ですから、適正な水準に持つていくという趣旨が、ここに伝わると。それを「制御」という言葉を使えば、それは適正な水準が今より少ないという前提で物をおっしゃっているということになると思います。

われわれは、適正の水準がどこかということ、しっかり議論してはいないと思います。ですから、合意した文書として、案に掲げたものを、この場で変更することには反対いたします。

「視点」も同様です。いろんな見方があるということが、むしろ重要である、と私は思っております。

また、もちろん、多数決で押し切るというのであれば、私は仕方がないと思っております。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、3点についてまとめますと、まず2点目の「芸術・文化を守る観点から、設定した例外」の「設定した」を「必要となる」に変更することについては、松田委員も含めてご了解いただけました。

3点目の「取引管理厳格化以外の視点も必要であり」という「視点」を「取組」に変えるということについて、「この『視点』を入れているのは、取引の管理を厳格化しなくてもよいという場合もあり得る。そういった視点も含めてという意味が込められているので、これを『取組』に変更することには、松田委員は反対である」という理解でよろしいでしょうか。

最後に、最も議論となった、「国内の象牙需要を適正な水準に維持した上で」の「維持」ですが、これは「『制御』だと、事前に回覧された文書で合意した内容の趣旨と少しずつれている」ということでありますが、これは、西野委員から、「『管理』に変更することも考え得るのではないか。『水準』を『管理』に変更することも考えられるのではないか」というご提案もありましたが、こちらについては、「『管理』でも、やはり望ましくなくて、『維持』のほうが良い」というふうに、松田委員はお考えでしょうか。はい。

ということではありますが、私としまして、座長としては、事前にメールで回覧して、期限を設定した上で修正の提案を受け付けておりましたので、今回、今日の会議において合意が得られた、「設定した例外に限定する」のところを、「必要となる例外に限定する」ということについては修正をさせていただきたいと思いますが、残った2点については現状維持、ドラフトの案のとおりの方で考えておりますが、よろしいでしょうか。

○井田委員 すみません。そういうことならしょうがないと思うのですけれども、そうすると、事前にあったもの、事前に頂いたものを全く変えてはいけないという、「今日、何でこのために、われわれはこの場にいるのかな」と思ってしまうことを、一言申し上げます。

○阪口座長 ありがとうございます。事前に回覧したものを変えてはいけない、ということは決してないのですが、事前に回覧したものをお受け取りになった時点で、早々に提案等を頂けていれば、もう少し調整ができたかなという次第で、今回は十分な調整と議論の時間がない状況でありましたので、全員の、少なくとも明示的な反対がないレベルでの文言にて、ご了解いただければと思っております。

松田委員、挙手ということですが、どうぞ。

○松田委員 井田委員には不本意だったかもしれませんが、申し訳ありませんが、むしろ、この場でこうして議論することで、なぜそういう意見が出て、それに意見が合わなかったかということが、論点が明確になるということが重要だと思います。

私が申したのは、「適正な水準に維持」という意味は、「適正な水準が、今より多いか少ないかという議論はしていない」という論点を、今申し上げました。ご理解よろしく願います。

○阪口座長 では、挙手されている方はいらっしゃらないということで、それでは、以上、1点の修正を加えた上で、報告書については、これで決定させていただきたいと思います。後日、(案)を取った正式のものを、都のホームページにて掲載していただきます。

なお、報告書の17ページでは、「象牙取引適正化に向けた対策（有識者会議から東京都への提言）」という提言書が付されております。こちらのほうは、様々な対策や提言が書かれておるわけですが、特に議論となった1のポツの3、『標章』の義務化やカットピース・製品の管理強化など、国内取引のトレーサビリティ向上に向けた新たな対策を実施すること」と記されております。今、カットピース・製品の管理については、1キロ・20センチ以上の物については、管理票が義務化されているということですが、それ以外については、自主的な取組に、基本は委ねられている。今後、状況に応じて、自主的な取組では不十分といわれるような状況が見られた場合は、それも含めた管理の強化が必要となるというような含意が、ここには込められているということ、座長として申し添えておきたいと思っております。

それでは、皆さんには、会議を設置した令和2年1月から、2年以上にわたって検討を続けていただきました。専門的見地からのプレゼンテーションや、活発な意見交換を重ねていただき、おかげさまで、こうして報告書をまとめることができました。皆さまのご協力に、厚く御礼申し上げます。

さて、今回で本有識者会議における議論は終了とさせていただきますので、ここで、委員の皆さまから、これまでの会議に参加いただいたのご意見やご感想を頂きたいと思っております。

また、今年の11月には、第19回ワシントン条約締約国会議が開催されるなどの動きがあると予想される中で、今後の象牙取引の問題に関してのご見解などがありましたら、併せてお話ししたいと思っております。

発言の順番ですが、名簿の逆順に指名させていただきますので、順番にご発言をお願いしたいと思います。お話は、お1人10分程度でお願いします。

では、三間委員、願います。

○三間委員 ありがとうございます。

最初に、自治体の取組として、象牙の取引問題にこのような独立した検討の場を設けられたことに対して、有識者会議を設定された東京都に、感謝と敬意を表したいと思います。

そして、この最終回に当たり、先ほどご報告をいただきました「提言」という形で、私どもの委員の意見をまとめることができたということについても、大変うれしく思っております。

提言の中でも、触れられている点ですが、条例やその他の効果的手段の検討をはじめとした、今後の都としての独自の取組には、期待をさせていただきたいと思います。また、日本政府に対しても、やはり都として、この象牙取引問題の解決に向けた提言や働き掛けを、ぜひお願いしたいと考えます。

繰り返しになりますが、この場合は、象牙取引の問題についての話し合いを行う会議ではありませんが、アフリカゾウとの共存は、象牙の取引問題だけでは、どうしても解決が難しい側面もあると思います。機会があれば、東京都にも、国際都市として、また国際交流等を通じて、アフリカの現地との協力や支援の機会を、ぜひ引き続き模索していただき、取組を行っていただければと思っております。今回はどうもありがとうございました。以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

次に、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございました。今の三間委員のお言葉にもありましたように、違法取引を規制するだけで物事は解決しないという点に関しまして、かなりコンセンサスが得られたということをお大変うれしく思っております。

最初の三間委員のプレゼンを拝見しまして、論点を3つ挙げていただいたけれども、「この場で議論するのは象牙違法取引だ」というふうにおっしゃって、他が何か放っておかれたような気がいたしましたけれども、その後、三間委員のご発言は、「それらを統合して扱おう」というふうに、ご配慮いただいたと理解しております。ありがとうございました。

そういう形で、こういう議論を通じまして、いろいろ論点がはっきりしていくと思えます。私が申し上げましたように、違法な物は、当然そういう形で規制すべきですけれども、むしろ持続可能な利用そのものが、野生動物と人間の共存する上で重要な鍵であるという認識が、少しはご理解いただけたのではないかと。

かえって、それを利用する資源と見なさないことは、むしろ途上国においては、人間と、そういう野生動物のコンフリクト、あつれきを非常に増やしてしまう、という問題が生じているということです。実は、それは、わが日本でも起こっているということも申し上げました。

そういう意味では、動物を愛でる、あるいはペットを愛でるのと、それから野生動物に対する距離感は、これは、実は全く別のものであるという認識が欠けた議論がかなり行わ

れている。その現場にいない方々は、ペットと同じように野生動物を守らなければならないということで、「なぜ生け捕りにしないで殺すのか」というような議論が、現場の話とは隔離された形で起こってしまって、現場がますます大きな問題を抱えてしまう。

これは、私が申したように、例えば札幌市内のクマの出没でもそうです。今年、北海道では、何人もクマによる人身被害が起きています。そういう問題に対して、一体どう取り組むのか。「先進国の中では大量の野生動物の捕殺が行われていながら、途上国ではそれを許さない」というような議論は、これはいかなるものであるかという議論をさせていただきました。

これは、元々はニューヨーク市長が都知事に申しあげたことから始まったのかもしれませんが、ですが、われわれとしては、そういう議論を、まず行うということ自身が非常に重要であるというふうに思いました。

東京オリンピック、それからパラリンピック。実は象牙どころの問題ではなかった、というふうに私は思っております。その問題に対して、これからどう取り組むのかということ、ちゃんと議論できたのは良かったと思いますが、この象牙の取組が、何かオリンピックの1つの中心議題かのように扱われたのが、果たして本当に東京都として適切だったのかは、私にはよく分かりません。

また、もう一つは、今は象牙の輸入が止まっていますが、まだ在庫があります。そういう意味では、象牙の持続可能な利用は、まだ当分はできるという段階ですけれども、これも、永久にそれができるわけではありません。その後、今後、新たな持続可能な利用に向けた議論を、ちゃんとワシントン条約のほうに進めなければ、ワシントン条約の存在価値が問われる。そういう事態に、いずれはなっていく、ということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、次に西野委員、お願いいたします。

○西野委員 ありがとうございます。私のほうからも、既に三間委員と松田委員からお話があったところに重なるところが多いですが、こうした国際的な問題でもある象牙取引というのが、自治体として検討を進めるという、こうした有識者会議の立ち上げというところ自体が、一つ、一歩踏み込んだ取組であったと感じております。

全体で2年をかけて議論をしてきたというところも、非常により踏み込んだ議論ができたのではないかと感じています。

松田委員もおっしゃっていたように、やはり議論することが非常に大事で、どこに問題があるのか、といったところですか、こうした公の場で可視化していく、というところに、非常に大きな意義があったのではないかと感じています。

そして最後に、やはり議論を尽くしてきた結果として、この有識者会議としての提言も

きちっとまとめられたというのも、1つの成果になっていると感じておりますので、ぜひここは、東京都の取組の1つの大きな成果として、今後も検討や議論が進んでいくことを、非常に期待しております。

私たちは参加した一委員でもありましたが、環境保全団体というところで、さまざまな提言・提案を会議の中でもさせていただいているとおり、より踏み込んだ、実効性のある対策が進むことを非常に期待しておりますので、そこをぜひ実現させて、実行していったほしいと願っております。

もう一つは、阪口先生からお話があったように、ワシントン条約の締約国会議が今年の11月に予定されておりますので、そこに向けては、また象牙の問題というのは注目を集める問題でもありますし、先に実施されました常設委員会、年次会合が3月前半に開催されております。その中でも、実は、日本の象牙の国内市場というのは、議論の中で言及がされておりました。やはり国際的に見ると、国際社会からは、非常に懸念のある市場と見られていることが、再認識されたところでもあります。

そして、会合の結果としても、「こうした国内市場と違法取引のつながりをしっかり把握して、分析していく必要がある」という提案も承認されておりますので、何らか締約国会議に向けて、そうした分析ですとかという報告が上がってくると思います。

その中には、やはり日本の市場というのを見ても、視野に入っているということが想定されますので、そうした意味でも、今後の国としての取組も非常に注目を浴びるところになるかと思っておりますので、東京都で、こうして、先行して、先進的な取組として実施した事例を国のほうへもお伝えして、国としても取組んでいただけるように、都のほうからも、ぜひ働きかけをしていただきたいと思いますと思っております。ありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 今回の検討会では、最初から一貫して、市場閉鎖よりも、まずは需要をいかにするか、ということが重要だと申し上げてきました。先ほどの議論にもありましたように、実は私も、象牙の市場の完全な専門家ではないので、この2年で非常に勉強させていただいて、では、その水準がどこかというのは、いろいろ考えると非常に難しい、ということも検討会で分かってきました。

実際に、そもそもそういう適正な水準をどうするかという「水準」に関する言及も、前回の報告書では、実は書かれていなかったということを前回の検討会で理解しまして、非常に急なのですけれども、阪口先生や他の委員の皆さまにもお願いして、「最低限その言葉に言及していただきたい」ということでお願いして、本当にぎりぎりのところだと思うのですけれども、皆さまにご理解いただいて、そのの文言を入れていただいた次第です。こ

のことは、本当に経済学者を代表して、皆さまにお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。この文言が1つ入っただけで、私は経済学者として、経済学者の学会に帰っていけると思っています。

当然、「管理する」ですとか、「どういう水準にする」といった、そういう強弱の問題はございますが、そもそも、では象牙の現在の状況と今後の見通しはどうか、というのをできるだけ正確に把握するというので、その後インプリメンテーションとか、その方法をどうするかということ、今後検討する時に明らかになってくると思います。

そういう意味で、水準をまず考える、ということが大前提で、本当にいろんな皆様のご意見がありますので、「管理する」か、「水準を維持する」か、「水準にする」という、いろんな言葉があると思いますけれども、まずは適正な水準にすることに言及するということが、本当に大きな第一歩だと思います。

実際に、この現状はどうなっているかということは、私もこの2カ月ほど、いろいろと事務局の皆さんにもお願いして調べてみたのですが、例えば3月7日からのC I T E S常設委員会の、日本の政府の報告によりますと、例えば2019年12月末に18万5,000キロだったものが、2020年12月末に、17万7,000キロになっているということで、これを見ると、年間7,320キロ、7トン弱減少しているということが分かります。ただ、追加登録した分が2トンありますので、それを考えると、9トンほど減少している、ということが分かります。

で、単純に17万キロを9,000キロで割ると、今後15年から20年ぐらい、まだ在庫があるというようなことになります。本当にラフな計算で、まだそれぐらいのことしか分からないのです。

しかも、この15年から25年という数字を、どう評価するか。これも、またいろいろと考えなければいけない。実際に、本当に市場をどうするかというときには、こういう統計をしっかりと考えるというところから始める必要があるわけで、そういう調査をするというところが、まずは第一歩かだと思います。

実はこの数字も、例えば今申し上げましたけれども、新たに登録されたものも存在するというので、市場規模が、T R A F F I Cさんの推計ですと10分の1になっているのですが、この消費量は、ラフに計算すると20分の1になっているということで、少しずれが生じるのです。なので、そういうことも含めて、今後はこういう統計の整備というところから始めて、実際にどういうふうな水準にすればいいか、というのを議論していただければと思います。

長くなりましたけれども、重ねて皆さんに、非常にぎりぎりのところだと思うのですが、妥協していただいて本当にありがとうございました。阪口先生にもご尽力いただいて、本当にありがとうございました。以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 皆さま、2年間、ご議論お疲れさまでした。とりわけ事務局の方々は、相当な、大変な調整を引き受けてくださったと拝察いたしておりまして、改めて御礼を申し上げます。座長との緊密な連携と、座長のバランスの良さばきがないと、なかなか最後のまとめまでには至らなかつただろうと感じました。

私は国内法研究者ですので、専らそういう観点からの議論を通して参加いたしました。この報告書の一つの大きな意義は、外為法と関税法という水際2法、そして種の保存法という国内法のコンプライアンスについての事実認識。これを、恐らく初めて明らかにしたのではなからうか。この点が大きいと思っています。

と申しますのは、国のほうからは「実態はよく分からない」というコメントしか返ってこずのところにもかかわらず、都の独自の調査で、相当に水際2法と種の保存法のコンプライアンスは、かなり問題がある状況にあることを、根拠を示して書いたのです。

国の主張は、根拠を示さないものですから、そういう意味で、言っていることには信頼性が低い。これに対して、都の独自調査で、「十分なものとはなっていないという蓋然（がいぜん）性はかなり高い」と示された点は大きいと思います。

この報告書にもありましたとおり、法的な対応、「条例化」という言葉がございました。立法事実と申しまして、要するに、サポートするエビデンスがないと、法律・条例というのは立ちませんけれども、そのことが、示された意義が大きい。

都条例は都が作ればいいわけですけれども、種の保存法等々は国の法律です。国のほうへ、このままでいいのかと突きつける。これは、先ほどの提言にもありましたけれども、そういうことにもなっている。

たまたま、ここには環境省、経産省の方が陪席でおいでになります。彼らがこれを受け取って、どうするのか。「そういう意見もありますね」というふうに放っておけるのか、という辺りが次のポイントになってくるのかな、という気がいたしました。

先ほど、英文版もご披露いただきました。日本語版と英語版。日本国憲法は、日本語バージョンも英語バージョンも、どちらも正バージョンなのです。この報告書はよく分からないのですが、その英語バージョンに、こういう一節があるのです。「effective legal means」と、こう書いてあります。「effective legal means」といえば、行政指導ではあり得ない、というのは常識です。ですから、「そこまで、われわれは言っているのだ」ということについての合意がされているわけです。この点は、非常に面白いものだと確認しておきましょう。

またちやぶ台返しをするのかという感じがあるかもしれませんが、一応われわれは、そこまで、どうやら合意したみたいなきがいたしております。となりますと、これからどうするのかということになってくるわけです。

いろんなやり方が、当然ありますけれども、きちっとしたことをしなくてははいけない。

国内法があるのだったら、きちっと守らなくてはいけないし、種の保存法にしても、その1条の目的規定を、きちんと守らせるような仕組みでなければいけない。これは、皆さんが思っていることです。そこの乖離（かいり）があると明らかになり、方向性としては、国としては、その法的対応の強化。都としては、都ができる事をやっぺいこう、というようなことについての方向性。これが、合意ができて良かった。

ニューヨーク市長は代わってしまい、まだその手紙の効力はあるのか、東京都知事は代わっていないので、よく分かりませんが、一応そちらを前提として始めております。こういう議論がこれをきっかけにできたのは良かったですし、国内法研究者としても、国の法律しかないところで、都が、何ができるのかというふう考えたときに、「国だけに任せておいたら良くない。このような大きなマーケットを持っているところが、何かできないか」こういうことを考える素材を頂戴できたのは、私自身の勉強としても非常にありがたかった、と感じたところです。

皆さま方との意見交換ができたこと、非常に幸いとすところす。お疲れさまでした。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 ありがとうございます。

西野さんからもご紹介があったように、CITESの常設委員会で、このほど、「日本の税関データを含めて、厳しくチェックしていきましょう」ということになったのです。

これは何を示しているかという、やはり日本社会、もちろん日本だけではないのですけれども、市場を抱えているところ、オープンな市場があるところに対する、世界というか、国際社会の目は非常に厳しいのだ、ということの表れの1つだと思います。

最初に申し上げましたけれども、こういう問題で、東京都を含めて、あるいは日本全体が大きなリスクを背負っているのだ、リスクに直面しているのだということ、改めて認識することが必要だと思います。

これは共同通信からも記事になっているので、読んでいただければと思うのですが、世界の目は意外と、依然として厳しい。その中で、われわれが何をやっていくか、ということが問われているというのは、2年前も今も変わったことではないと思います。

そういう中で、地方自治体として何をやるかというぎりぎりのところで、いい提言がまとまり、いい報告書がまとまったと思っております、地方自治体として、こういうことをやったというのは、ディーゼル規制以降、国の環境政策をリードしてきたような、排出量取引にしてもそうですけれども、東京都として、この取組も、ぜひ進めていただきたいと思います。これが終わりではなくて、始まりだと思っております、ぜひ深刻に受け止めて、新たな取組を進めていただきたいと思います。

小池都知事は非常にインターナショナルな方でいらっしゃるので、アメリカであるとか、

イギリスであるとかが、先ほど申し上げましたけれども、依然として海外が厳しい目を持って見られているというのは、よくご存じだと思うので、北村先生からもご指摘があった条例というのも含めて、せっかくここまで提言書に書いたので、ぜひ深刻に受け止めて進めていていただきたいと思います。

それと、北村先生からもご指摘があったのですけれども、環境省と経済産業省の方、オプザーバーという形でいらっしゃるのですけれども、自分たちがやる事が多いということが、この場で非常に議論された。「自分たちのやってきたことが、まだまだ不十分だということがかなり議論されたということ」を深刻に受け止めて、この提言を基に、自分たちが何をやるのかというのを考えてください。」というの、北村先生と、私は同意見であります。

大体そういうところなのですが、1つ、今回私が感心したのは、この会議の進め方でありまして。何か圧力団体の声というような意見があったように記憶しているのですけれども、私はそれとは思わないで、市民社会の声だと思っております、ニューヨーク市長を含めて、海外NGOを含めて、こういう意見がありましたというのを、ほぼリアルタイムという少しオーバーですけれども、即座に回覧していただいたということは、非常に私自身も勉強になりましたし、今後の会議の進め方、進める上で、こういうやり方は参考になるのかと思いました。

また、もう一つの議論として、こういう場、有識者会議の場に、直接利害関係者である業界団体のメンバーを入れるかどうかというの、大きな議論だったと。常になるんですけれども、私は、こういう形の有識者会議だったら、そういう人たちを入れる場ではなくて、あくまでこういう形で、コンセンサスを得る会議であるのだったら、直接の利害関係者というのは、今回のようにヒアリングの対象ではあったとしても、メンバーに加えるべきではないというふうに常々思っております。これは、欧州では、ほとんどそういう形で進めていることです。

そういうことを考えても、今回の東京都の議論、有識者会議の議論の進め方というのは、他の場でも結構参考になるものであったのではないかと感じております、この点は、事務局と阪口先生のハンドリングに、形としても、実質的にも、非常にお世話になって、ご苦労さまでした、ありがとうございましたと申し上げたいと思います。

さらに余計な事を言わせてもらおうと、私はアフリカに、現場に何度も行っ、自然破壊の現場と野生生物が殺されている現場、あるいは、松田先生が再三ご指摘になっているコンフリクトの場というのを、何度も見てきました。

ただ、その場で感じたことは、やっぱり殺して象牙を取ることだけが持続可能な利用ではないというのは、最近では多くの人たちが理解しつつあることです。むしろ、「殺して、象牙を利用しましょう」という人は、意外とアフリカでは少ないのです。

ここの議論は、僕は、本筋とは違ったので、もう少し、議論が少なかったというのはおっしゃるとおりで、これをもっと議論できれば良かったと思うのですけれども。この点で

も、例えばアフリカのサステナブルなツーリズムの振興に、東京都として、どう貢献するかとか、結構、非致命的な野生生物の利用ということに関しては、東京都としても貢献できることがあるのではないかなと思っておりまして。ゾウを殺して象牙を取るということをきっかけに、そうじゃないものを含めて、野生生物、これを資源というか、資本というかというのは大きな論点だと思うのですけれども、アフリカの野生生物をどう保護するか。これは、地球全体の利益になることなので、東京都としても、都民としても、非常に関係にあることだという議論も、ぜひ、この有識者会議の議論をきっかけに、東京都を中心に進んでいけばいいのではないかなと思っております。

いろいろ雑ばくな意見を申し上げましたが、2年間、私自身も非常に勉強になり、おかげさまでいいものになったと思っております。ありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございました。

最後に、私のほうから話をさせていただきます。

座長としましては、特に透明性を重視して、この有識者会議の運営に当たってきました。さまざまな圧力団体といいたいまいしょうか、利害・利益団体、あるいはNGOの方々から意見書の類いのようなものが寄せられたわけですが、基本的に、皆さまに回覧して、そういった寄せられた意見についても知っていただいた上で議論に参加していただく、ということにいたしました。

そして、事前に何か丁寧に根回しをして、議論をこちらの方向に誘導するということはせずに、オープンな議論に委ねる。そのために、第1回会議の際には、委員の皆さまには、「オープンマインドで、オープンポジションで議論に参加していただきたい」ということをお願いした次第であります。

さまざまな立場の方々がいらっしゃる中で、この委員会で得られた合意事項といいたいまいしょうか、報告書については、人によって見方が少々異なるかと思いますが、とはいえ、それなりに有意義なものが残せたのではないかと考えております。

「東京都が、何故に国際的な問題である象牙という問題についてイニシアチブを取るのか」と考えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、日本の環境規制、公害規制の歴史を見れば、基本、地方が行動を起こして、アクションを起こして、それに中央が反応していくという過程も数多くありました。

東京都であるからこそ、できることが多くある。地方だからこそ、できることが多くある、ということだと思います。これは、中央省庁におかれましては、省庁間のコンセンサスがないと、事を動かすにくい。関係の業界団体が幅広く存在するために、意見調整に非常に手間がかかって、厳しい。あるいは抜本的な措置が取りにくい。さまざまな制度的な制約があるが故にそうなると考えられますが、地方の場合は、よりそういった制約が少ないために、動きやすいというところがあるのですね。

東京都が、2年にわたったこの会議で、こういった形で提言をまとめられたのも、これ

もやはり、地方であるからできることではないかと思います。よって、環境省・経済産業省の皆さまにおかれましては、やや煙たい存在に感じられるときもあつたかもしれませんが、東京都から、有識者会議からのインプットを、積極的に、前向きにご検討いただければと考えております。

そして、重要なことは、今回、委員の皆さまにおかれましては、「国内の象牙使用を原則禁止する」、あるいは「一部の狭い例外を除いて原則禁止するという立場から、現状維持も含めて、規制は現行のままでいいのではないか」というご意見。非常に幅広いご意見が出てきたわけです。

それぞれ、メリット・デメリットがある。私が理解するところでは、どの対策、措置を取ろうとも、アフリカにおける問題を解決することにはつながらないということです。国内象牙取引を全面的に禁止したとしても、ゾウと人間の対立の問題。また、現地で起きている密漁を効果的にコントロールする課題には、取組むこと、解消することはできないということです。

逆に現状維持という選択肢を採ったとしても、日本としては、特にジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ等で導入されている持続的利用プログラムを支持して、という立場に立っているわけですが、現状維持で、何も国内象牙取引市場の管理を強化しない場合に、果たしてワシントン条約で、3度目のワンオフ・セールが認められ得るのかと考えると、まず、それも考え難い。

そうすると、保護のための資金を必要としている、あるいは、ゾウと共存する地域住民の人たちを支えるための資金ですね、そういった資金が、日本を通じて、持続的利用プログラムを実施している国々に還元されることは考えられない。そういう状況が続くことになろうかと思えます。

よって、ここで議論した内容というのは、東京都として何をすべきか。また、日本として、象牙国内取引管理の問題について何をすべきか、ということだけではなくて、アフリカの現場において起きている問題に、われわれとして、どう関わるべきなのかということが、まさしく問われているのではないかと感じた次第であります。以上でございます。

これで、一通りご意見を頂きました。今回で、この会議も最後になりますが、その他のご発言などはございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これで本有識者会議における議論を終了させていただきたいと思えます。本会議では、象牙取引の適正化という、これまで地方自治体が関与してこなかった課題に対して、国際都市である東京都ができる事を検討し、さまざまな立場の声を聞きながら、多様な視点からの報告書をまとめることができました。

これも、これまで本会議にご出席いただきましたゲストの皆さま、アンケート調査などにご協力いただいた象牙取引事業者の皆さま、オブザーバー参加をいただいた環境省および経済産業省、そして精力的に対策を検討いただいた委員の皆さまのご尽力のおかげです。この場をお借りしまして、座長として、厚く御礼申し上げます。

最後に、事務局にお返しいたします。

○後藤政策調整担当部長 事務局の後藤でございます。先生方、本日はお忙しい中、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

今、座長からお話がありましたとおり、今回で会議を終了ということになります。会議終了に当たりまして、一言、事務局からもお礼を申し上げたいと思います。この間、私ども、多々不手際等もあり、皆さまにはご迷惑を掛けたと思いますが、この場を借りて、おわび申し上げます。

本有識者会議、令和2年1月に第1回を開催いたしましてから、おおむね2年3カ月にわたって、7回の会議を開催させていただきました。阪口座長ならびに委員の皆さまのご尽力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、第2回会議からは、今もご紹介がございました、環境省および経済産業省の皆さまにもオブザーバーとしてご参加いただき、国の考え方や法改正等に伴う取引厳格化についてご説明いただくとともに、会議での多々の質問にもお答えいただきました。厚く御礼申し上げます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の際に行った東京都の海外持出防止の取組に際しましては、国の省庁の皆さま、また、それにも増して、事業者の皆さまには多大なご協力をいただき、違法な取引、また海外持出の防止に関しまして、行政と一体となって取組をできたということは、大きな成果だったと思っております。

この会の中では、本日は参加いただいておりますけれども、ゲストとして、専門的な知見から、早稲田大学の岩井雪乃准教授、また日本サステナブル・ラベル協会の山口真奈美代表理事、また、象牙を使う立場から、根付け作家の黒岩明様。また、先ほど一緒に2020オリンピック・パラリンピック競技大会のときに活動をしていただきました、東京象牙美術工芸協同組合様。その他、多くの方々のご意見等を寄せていただき、感謝申し上げます。

東京都といたしましては、本有識者会議でのこの報告書を1つのメルクマールといたしまして、今後の象牙取引の一層の適正化に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

本有識者会議における議論は、本日が最終回となりますが、皆さまにおかれましては、今後とも東京都へのご協力を、また、よろしくお願ひできればと思っております。

これまでの2年3カ月に及ぶ議論、本当にありがとうございました。事務局からのお礼の言葉に代えさせていただきます。

○平沢担当課長 それでは、最後に事務的なご連絡を差し上げたいと思います。本日取りまとまりました報告書についてですけれども、先ほどの1カ所の修正につきましては、今回皆さまにご確認したということで、本日決定ということにさせていただきます。こちらにつきましては、概要版と併せて、追って東京都のホームページにも掲載させていただきます。

また、先ほどご説明したとおり、海外のほうにもよく発信できるように、これから英訳版を作成させていただき、英訳版につきましては、委員の皆さまにご確認いただいた後、また後日、ホームページに掲載させていただきたいと思います。

なお、今回も、本日の議事録につきましては、後日、各委員の皆さまに確認をさせていただいた上で、その後、ホームページで公開させていただきたいと思います。

以上で今回の有識者会議は終了いたしますし、象牙取引規制に関する有識者会議の議論につきましても、これで終了とさせていただきたいと思います。これまでのご協力、誠にありがとうございました。